

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和6年1月24日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 課長 殿

照会者名

島田法律事務所

弁護士 沖田美恵子

同 圓道 至剛

同 金澤 直人

住所

東京都千代田区大手町 1-5-1

大手町ファーストスクエア WEST18 階

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

第1 照会事項①

1. 法令及び条項

建設業法第3条第1項、第5条、第7条第2号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、国土交通大臣より一般建設業の許可を得て、とび・土工・コンクリート工事を行う建設業者である。

A社は、許可の取得にあたり、甲県・乙県に所在の各営業所（甲営業所、乙営業所）を、上記建設業を行う営業所として記載しその許可を得たが、新たに、丙県所在の丙営業所においても、とび・土木・コンクリート工事の営業を行いたいと考えている。また、丙営業所においては、建設業許可の不要な軽微な建設工事（法3条1項但書）に該当する工事の

みを受注することとしている。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

A 社として建設業の許可を得ている工事業種であっても、丙営業所において軽微な建設工事のみについての営業活動を行う限り、A 社は、丙営業所を、建設業を行う営業所として届け出る必要はなく、また、丙営業所について、専任技術者（法7条2号）を置かずに、軽微な建設工事の営業を行うことができる。

(2) 根拠

軽微な建設工事については、そもそも、建設業の許可を得ずに営むことが認められている（法3条1項但書）。したがって、軽微な建設工事を営む限り、専任技術者の配置義務もない。

他方、建設業法は、建設業者（建設業の許可を得て建設業を営む者）に対し、常時建設工事の請負契約を締結する営業所については、営業所ごとに届出を求め、営業所ごとに専任技術者の配置を求めている（法5条2号、7条2号）。

建設業法が一定金額未満の工事については軽微な建設工事として許可を不要としている趣旨は、建設工事が公共の福祉に与える影響、発注者の保護の必要性、許可制度の実施による建設業者特に小規模零細建設業者に課せられる負担を総合的に考慮したものであるとされている（建設業法解説（改訂13版）89頁）。

このような軽微な建設工事については、建設業者に課せられる負担も考慮の上で許可を不要とした趣旨に照らせば、建設業の許可を取得した業者であっても、軽微な建設工事のみを営む営業所については、届出を必要とせず、また、専任技術者の配置も不要と解すべきである。

4. 公表の延期の希望

ありません。

第2 照会事項②

1. 法令及び条項

建設業法第3条第1項、第5条、第7条第2号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A 社は、国土交通大臣より一般建設業の許可を得て、とび・土工・コンクリート工事を

行う建設業者である。

A社は、甲営業所及び乙営業所を上記業種の工事についての「営業所」として届け出て専任技術者を配置していたが、甲営業所の選任技術者が死亡・退職等により不在となった。

A社は、甲営業所に専任技術者が配置されている間にX社との間で請負契約を締結して工事を進めていたところ、甲営業所の専任技術者が不在となった後も引き続き当該工事を行おうと考えている。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

見解②-1：甲営業所に専任技術者が配置されている間に甲営業所において締結された請負契約については、その後に甲営業所の専任技術者が不在となったとしても、引き続き甲営業所で工事を進めることは、建設業法3条、5条、7条2号に反することはない。

見解②-2：A社は、専任技術者が配置されている間に甲営業所において締結されていた請負契約について、甲営業所の専任技術者が不在となった後、専任技術者が配置されている乙営業所において当該契約に基づく工事を施工させることができ、これは建設業法3条、5条、7条2号に反することはない。

(2) 根拠

建設業者が複数の営業所を届けている場合にその一つの営業所において専任技術者が不在となった場合に、当該営業所において専任技術者が配置されている間に受注した建設工事を引き続き施工できるとの明確な条文は見当たらない

他方、建設業者が建設業の許可を取り消された場合にあっては、当該処分を受けた者は、当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができることとされている（法29条の3第1項前段）。

このように、許可そのものを取り消された場合であっても、取消処分を受ける前に締結した契約に係る建設工事については施工できる旨の条文が存在しているから、許可取消には至らないが一つの営業所において専任技術者が不在となった場合についても、当然の法理として、当該条文に準じて、当該営業所において専任技術者が配置されている間に受注した建設工事につき、当該建設業者による施工を継続することができると考える。

このことは、専任技術者の設置が必要な「営業所」とは、「常時請負契約を締結する事務所」とされており、その具体的内容は、請負契約の見積、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所とされており（建設業法解説（改訂13版）68頁）、専ら、工事の施工ではなく契約の締結に関する事項に着目した規制であることから、導ける結論である。

また、その場合に、専任技術者の配置されている別の営業所で工事の施工を継続できることは当然である（見解②-2）が、専任技術者が不在となった営業所（契約を締結した営業所）においても、工事の施工を継続できると考える（見解②-1）。

4. 公表の延期の希望
ありません。

第3 連絡先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST18 階

島田法律事務所（担当弁護士：沖田、圓道、金澤）

TEL：03-3217-5100（代表）

以上